

日本線虫学会選挙細則

第1条 選挙管理委員会は本会事務局に置き、会長選挙及び評議員選挙を行う。

第2条 選挙管理委員会は、会長が委嘱した選挙管理委員若干名で構成する。選挙管理委員は、任期2年とし、重任は認めない。

2 選挙管理委員は、以下の事務を担当する。

- (1) 選挙の公示
- (2) 投票及び開票に関する事務
- (3) 開票結果の整理及び会長に対する報告
- (4) その他選挙管理に必要な業務。

第3条 会長選挙は、正会員による単記無記名投票をもって行い、多数得票者を当選者とする。得票第1位に得票同数者がある場合は、年長者をもって当選者とする。

2 当選者から特段の事情により辞退の申し出があった場合は、選挙管理委員会はこれを認めて次点者を当選者とすることができる。

第4条 評議員選挙は、正会員による定員数の連記無記名投票をもって行い、得票数の上位より定員数を当選者とする。ただし、若手枠から2名以上を当選者とする。定員数末位に得票同数者がある場合は、年少者を当選者とする。なお、会長と評議員の両方に当選した場合は、評議員の当選を無効とする。

2 当選者から特段の事情により辞退の申し出があった場合は、選挙管理委員会はこれを認めて次点者を当選者とすることができる。

第5条 本細則の改廃は、評議員会の承認及び総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

付則

本細則は、1993年1月1日より施行する。

本細則は、2024年9月12日より施行する。

本細則は、2025年9月3日より施行する。